

カナダの州人権法によるヘイト・スピーチ規制 (1)

奈 須 祐 治

【目次】

- I はじめに
- II カナダにおけるヘイト・スピーチ規制
- III 州人権法の下での法理の展開
 - 1. サスカチュワン州
 - ① サスカチュワン州の法規定
 - ② 「サンボのコショウ入れ」事件
 - ③ *McKinlay*事件
 - ③ 「レッド・アイ」事件
 - ④ *Bell*事件
 - ⑤ *Owens*事件
 - 2. ブリティッシュ・コロンビア州
 - ① ブリティッシュ・コロンビア州の法規定 (以上, 本号)
 - ② *CJC*事件
 - ③ *Abrams*事件
 - ④ *Stacey*事件
 - ⑤ *Khanna*事件
 - ⑥ *Carson*事件
 - ⑦ *Elmasry*事件
 - ⑧ *Pardy*事件
 - 3. アルバータ州

- ① アルバタ州の法規定
- ② *Church of Jesus Christ Christian-Aryan Nations* 事件
- ③ *Re Kane* 事件
- ④ *Papez* 事件
- ⑤ *Johnson* 事件
- ⑥ *Lund* 事件

4. 論点の整理

VI *Whatcott* 事件

1. 事件の概要

2. 判旨

- ① 憎悪の定義
- ② 憲法問題を審査する基準
- ③ 合憲性審査
- ④ 本件事実への適用

3. 判決の意義

- ① 学説による判決の評価
- ② 論点の整理

V 終わりに

I はじめに

本稿は、カナダの州人権法によるヘイト・スピーチの規制を検討するものである。カナダは世界有数の移民国家であり、ヘイト・スピーチはかなり以前から深刻な社会問題の1つだった。権利及び自由に関するカナダ憲章 (Canadian Charter of Rights and Freedoms ; 以下「憲章」)¹⁾に多文化主義条項を置き²⁾、多文化共生政策を積極的に推進してきたカナダでは、連邦、州の両レベルでこの問題に高い関心が示されてきた³⁾。従来連邦の規制に関しては国内外で広く研究がなされてきたが、州についてはカナダ国内でも

1 Part I of the Constitution Act, 1982, being Schedule B to the Canada Act 1982 (U.K.), 1982, c. 11.

研究が低調で、まして日本ではほとんど検討がなされてこなかった⁴。しかし、以下のような理由でこの主題を研究する必要性は極めて高い。

第1に、州人権法の下でヘイト・スピーチに関する多くの先例が蓄積している。特に後述する、より広範なヘイト・スピーチ規制を行う複数の州では、先例の蓄積を通じて共通の法理が形成されてきた。日本におけるヘイト・スピーチ規制に関する比較法的研究では、具体的にどのラインで合法／違法の線引きができるかを深く掘り下げることが少なかった。このことは、研究の対象国の性格が原因となっている。アメリカではヘイト・スピーチの研究が最も進展しているが、公的な場で不特定人に向けたヘイト・スピーチの規制は原則として違憲とされているため、具体的な規制立法の運用のあり方を示す素材が少ない。他方で、わが国で研究が盛んなフランスやドイツではナチスに関わる歴史的事情もあり、比較的広範な規制が憲法上許容されているため、表現の自由論を踏まえた緻密な線引きの実

-
- 2 憲章27条は、「この憲章は、カナダ国民の多文化的伝統の維持及び発展と一致する方法によって解釈されなければならない」と規定する。なお、本稿におけるカナダ憲法の訳については、佐々木雅寿「カナダ（佐々木雅寿訳・解説）」『世界憲法集』[新版] 93頁（岩波書店、2007）に依拠する。
 - 3 カナダの多文化主義を扱う、佐々木雅寿「多文化主義と憲法—カナダ憲法を中心として」杉田敦編『岩波講座 憲法3—ネーションと市民』165頁（岩波書店、2007）でも、ヘイト・スピーチの事例が紹介されている。同上177-78頁参照。
 - 4 連邦の人権法によるヘイト・スピーチ規制を扱う邦語文献として、佐藤信行「カナダ人権審判所による憲法解釈とヘイト・メッセージ規制」法学新報119巻7・8号399頁（2013）、小谷順子「カナダにおけるヘイトスピーチ（憎悪表現）規制—国内人権機関の役割」国際人権24号49-51頁（2013）、桑原昌宏「カナダ人権法と電話通信・テレビ放映による差別」部落解放研究59号35頁（1987）等がある。また、連邦の人権法、人権委員会の紹介として、「一九七七年のカナダ人権法（上）・（下）」レファレンス33巻11号83頁、12号84頁（1983）、桑原昌宏「カナダ連邦人権法と人権委員会」部落解放研究49号57頁（1986）、金子匡良「カナダ人権委員会—人権文化の確立に向けて」NMP研究会=山崎公士編著『国内人権機関の国際比較』153頁（現代人文社、2001）、山崎公士『国内人権機関の意義と役割—人権をまもるシステム構築に向けて』35-36,40-41,65-73頁（三省堂、2012）が、連邦、アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州の各人権委員会の機能を比較検討するものとして、中川純「カナダにおける人権委員会の機能—アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州、連邦人権委員会の比較」愛知学院大学大学院法研会論集12巻1号1頁（1996）がある。

践が乏しい。イギリスではそうした線引きの努力が行われてきたが、刑事法の規定があまり精力的に適用されておらず、判例が少ないという事情がある⁵。

第2に、カナダ国内で大きな注目を集めた*Whatcott*事件⁶において、最高裁が州人権法によるヘイト・スピーチ規制に関して初めて本格的な違憲審査を行った。ヘイト・スピーチの事例では意見が真っ二つに分かれていた最高裁だが、この事件では意外にも法令の主要部分について、全員一致で合憲とする判断が示された。一方で、最高裁はかなり慎重な限定解釈を行うとともに、一部の規定を違憲と判断した。この判決はカナダのヘイト・スピーチ規制の現状を知るうえで極めて重要であるが、それを理解するにはそこで引用されている各州人権法に関する先例を包括的に検討する必要がある。

第3に、最近カナダにおいてヘイト・スピーチ規制が大きな社会的論争を呼んでいる。カナダではヘイト・スピーチ規制法は多文化主義政策の一環として位置づけられ、長らく安定的に運用されてきたのであるが⁷、現在それが激しい非難にさらされている。この論争は連邦、州のいずれの規制にも関わるものだが、州の規制も主要な論議の対象になってきた。また、州人権法の下で活動する人権委員会、人権審判所等の機関が保守派による主たる攻撃対象になっている。こうした状況において各州の規制は依然として維持されており、そのうちの1つであるサスカチュワン州の規定に最高裁が（一部を除いて）合憲判断を示したのである。こうした文脈を踏まえると、カナダのヘイト・スピーチ規制の現況を知るうえで州人権法の検討は不可欠である。また、このような動向は、保守によるヘイト・スピーチ規

5 関連文献は多数公表されているが、さしあたりこれら諸国の規制の状況を紹介する最近の文献として、比較憲法学研究 29号 (2017) を参照。

6 *Saskatchewan (Human Rights Commission) v. Whatcott*, 2013 SCC 11, [2013] 1 S.C.R. 467.

7 松井茂記は、カナダ最高裁によるヘイト・スピーチ規制の合憲性の説明が不十分であるとみなしつつも、カナダの多文化主義へのコミットメントが表現の自由の限定された制約を正当化しようと指摘する。See Shigenori Matsui, *The Challenge to Multiculturalism: Hate Speech Ban in Japan*, 49 *UBCL REV.* 427, 472 (2016).

制反対論が根強いわが国にとって大いに参考になる。

第4に、カナダの最高裁は過去の判決において人権法が準憲法的地位にあることを繰り返し確認している⁸。人権法によるヘイト・スピーチ規制は、通常の法令による言論規制とは異なった特別の意味を持つのである。この点はむしろ日本との大きな差異であるが、人権法とその下で設けられる人権委員会等の諸機関がヘイト・スピーチに関して有する特別な役割と意義を見出すことにより、わが国における国内人権機関の設置論議や、人権法型のヘイト・スピーチ規制を考えるうえで有用な示唆が得られる。

本稿が扱うテーマについては先行業績が少ないが、オーストラリアの憲法学者であるマクナマラ (Luke McNamara) の論文が関連事案を体系的に紹介、検討している⁹。また、本稿で扱う *Whatcott* 事件判決についてはカナダで既に複数の論文が公表されているほか、日本でも若干の紹介がなされている¹⁰。筆者は過去の論文において、カナダのヘイト・スピーチ規制の体系を概観した¹¹。その中で州人権法による規制も紹介したが、審判所、裁判所において争われた具体的な事例の考察を行う余裕はなかった。本稿はこの論文を補完するべく、包括的に州人権法に関する事件を分析する。そして、*Whatcott* 事件判決を検討し、州レベルで構築された法理がどのように継承されたのかを考察する。

本稿は次のような構成をとる。まずⅡで、カナダのヘイト・スピーチ規

8 See e.g., *O'Malley v. Simpsons-Sears Ltd.*, [1985] 2 S.C.R. 536, at para. 12, 23 D.L.R. (4th) 321; *Insurance Corp. of British Columbia v. Heerspink*, [1982] 2 S.C.R. 145, at 157-58, [1983] 137 D.L.R. (3d) 219 (per. Lamer J.).

9 See Luke McNamara, *Negotiating the Contours of Unlawful Hate Speech: Regulation under Provincial Human Rights Laws in Canada*, 38 UBCL REV. 1 (2005). 州人権法によるヘイト・スピーチ規制を扱うその他の文献として、Edward H. Lipsett, *Freedom of Expression and Human Rights Legislation: A Critical Analysis of s.2 of the Manitoba Human Rights Act*, 12 MAN. L.J. 285 (1983) 参照。

10 カナダの文献については本稿の各所で引用する。日本での紹介として、松井茂記『インターネットの憲法学』[新版] (岩波書店, 2014) 272-73 頁参照。

11 拙稿「ヘイト・スピーチ規制の可能性と限界—カナダにおける法実践とその含意」孝忠延夫＝安武真隆＝西平等編『多元的世界における「他者」—“Others” in the Multiplicity (下)』(関西大学マイノリティ研究センター, 2013) 135 頁。

制の体系を簡単に振り返る。Ⅲにおいて、比較的広範なヘイト・スピーチ規制を行うサスカチュワン州、ブリティッシュ・コロンビア州、アルバータ州の審判所、裁判所の事案を検討し、論点を整理する。次に、Ⅳにおいて *Whatcott* 事件判決の概要を紹介するとともに、その意義と射程を検討する。最後のⅤにおいて総括を行い、日本への示唆を試みることにする。

Ⅱ カナダにおけるヘイト・スピーチ規制

カナダは、連邦、州の両レベルにおいて、ヘイト・スピーチに対処するための多様な法規定を有している。連邦レベルでは、まず刑法 (Criminal Code) ¹² の中にいくつかの規定がみられる。その中核は8章「人及び名誉に対する罪」の「憎悪宣伝」と題される節の、ジェノサイドの唱道 (318条) ¹³、公共の場における、平穏を侵害する可能性が高い状況での憎悪煽動 (319条1項) ¹⁴、意図的な憎悪煽動 (319条2項) ¹⁵ という3類型の規定である。

刑法718.2条は、人種等に基づく「偏見、先入観又は憎悪」によって犯罪行為が動機づけられていたという証拠が存在する場合に、罪を加重することができるとし、いわゆるヘイト・クライムへの対処を定める。また、430条4.1項は、「宗教、人種、肌の色又は国民的若しくは民族的起源に基づく偏見、先入観又は憎悪によって動機づけられ」た、教会、モスク等の「主として宗教的崇拝のために用いられる建築物、建造物又はその一部である財産」の損壊を処罰する、特殊なヘイト・クライム規定である。

このほか、刑法には296条の冒瀆的名誉毀損罪がある。ただ、この規定は

12 R.S.C., 1985, c. C-46.

13 318条1項は次のように規定する。「ジェノサイドを唱道又は助長した者は、正式起訴犯罪で有罪とし、5年以下の自由刑に処する。」

14 319条1項は次のように規定する。「公共の場で言明を伝達することにより、識別しうる集団に対して憎悪を煽動した者は、当該煽動が秩序紊乱を導く可能性が高い場合、(a) 正式起訴による有罪判決により、2年以下の自由刑、又は、(b) 陪審によらない有罪判決に処する。」

15 319条2項は次のように規定する。「私的な会話以外の場面で言明を伝達することにより、識別しうる集団に対して意図的に憎悪を助長した者は、(a) 正式起訴による有罪判決により、2年以下の自由刑、又は、(b) 陪審によらない有罪判決に処する。」

1935年の*R v. Rahard*¹⁶以来執行されていない。

かつて連邦の人権法（Canadian Human Rights Act）¹⁷13条において憎悪メッセージの規制がなされていたが¹⁸、著名な政治評論家のマーク・スタイン（Mark Steyn）が2006年10月にマククリーン誌（Maclean's）に掲載した記事に対して連邦の人権委員会等に提起された不服申立て等をきっかけに、保守系のメディアや論者から13条に対する大きな批判が巻き起こった¹⁹。また、2008年の*Warman v. Lemire*事件²⁰で、人権審判所が13条を憲章2条b号²¹に反し違憲であるという決定を下したこともあり²²、最終的に2013年6月26日の法改正により13条は削除された（2014年6月26日施行）²³。ただ、人権法には掲示物、標識、象徴物、紋章又はその他の表現物の掲示等の行為を規制する規定（12条）が従来からあり、こちらはそのまま存続している。

このほかカナダでは、人権審判所の*Hinds v. Canada (Employment and Immigration Commission)*事件決定²⁴等において、職場のハラスメントに相

16 [1936] 3 D.L.R. 230.

17 R.S.C., 1985, c. H-6.

18 13条1項は次のように規定していた。「個人又は協力して行動する集団が、人又は集団が禁止される差別事由に基づいて識別できるという事実を理由にして、当該個人又は集団を憎悪又は侮辱にさらす可能性の高い物件を、全体的又は部分的に連邦議会の立法権限の範囲で運営されている遠距離通信の設備を用いて、電話により繰り返し伝達を行い、又はその原因を作った場合には、差別的行為をなしたものとす。」

19 詳しくは、拙稿・前掲註（11）159-63頁参照。保守派からの批判の例として、EZRA LEVANT, SHAKEDOWN: HOW OUR GOVERNMENT IS UNDERMINING DEMOCRACY IN THE NAME OF HUMAN RIGHTS (2009) 参照。

20 2009 CHRT 26.

21 2条b号は、「何人も、次の各号に掲げる基本的自由を有する。……(b) 出版その他のコミュニケーション媒体の自由を含む、思想、信条、意見、及び表現の自由」と規定する。

22 審判所は、被告に1万ドルまでの罰金を科すことを認める54条1項c号の規定が民事手続で刑事罰に類する罰則を課すことになることを特に問題にした。ただし、連邦裁判所（Federal Court）は、2012年10月の判決でこの決定を覆している。See *Canadian Human Rights Commission v. Warman.*, 2012 FC 1162. *Lemire* 事件について詳しくは、佐藤・前掲註（4）参照。

23 See Bill C-304, An Act to Amend the Canadian Human Rights Act (Protecting Freedom), 1st Sess., 41st Parl., 2013.

当する憎悪言論の制約が認められている²⁵。教員が学校の内外でヘイト・スピーチを發したことを理由に、その教員に処分を下すことが合憲であることも認められている²⁶。また、放送配給規則 (Broadcasting Distribution Regulations) ²⁷8条1項において、人種、国民的又は民族的起源等に基づいて、「憎悪若しくは侮辱にさらす傾向のある、又はその可能性の高い口汚い論評又は映像」を含む番組を流すことが禁じられている。これとほぼ同様の規定が1986年ラジオ規則 (Radio Regulations, 1986)²⁸3条と1987年テレビ放送規則 (Television Broadcasting Regulations, 1987)²⁹5条1項にも存在する。

さらに、カナダ郵便法人法 (Canada Post Corporation Act) ³⁰により、郵便により犯罪が遂行されている場合等に、郵便物配達の禁止命令が出されることがある (43条1項)。そのため、憎悪宣伝が刑法諸規定に触れる限りにおいて、その配達を禁じられる可能性がある。

関税においてもヘイト・スピーチ規制が及んでいる。関税法 (Customs Tariff) ³¹136条1項は、「関税品目番号……9899.00.00の品物の輸入は禁止される」と規定している。付則 (Customs Tariff - Schedule) に9899.00.00の品目の説明があり、ここには、「刑法第320条第8項の定義する憎悪宣伝を構成する……書籍、印刷物、図画、絵画、版画、写真又はその他の表

24 (1988), 10 C.H.R.R. D/5683, CanLII 109 (C.H.R.T.).

25 カナダにおけるセクシャル・ハラスメントと表現の自由の衝突を論じる文献として、Janine Benedet, *Pornography as Sexual Harassment in Canada*, in *DIRECTIONS IN SEXUAL HARASSMENT LAW* 417 (Catharine A. MacKinnon & Reva B. Siegel eds., 2004) 参照。同論文によると、カナダでは学説、判例においてこの衝突は深刻なものとは受け止められていない。See *id.*

26 See *Ross v. New Brunswick School District No. 15*, [1996] 1 S.C.R. 825, 133 D.L.R. (4th) 1; *Kempling v. British Columbia College of Teachers*, 2005 BCCA 327, 255 D.L.R. (4th) 169.

27 SOR/97-555.

28 SOR/86-982.

29 SOR/87-49.

30 R.S.C., 1985, c. C-10.

31 S.C. 1997, c. 36.

現物」が掲げられている。

カナダは憎悪言論の規制を要請又は許容するいくつかの条約に参加している。これには、市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights）³²、人種差別撤廃条約（International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination）³³、コンピュータ・システムを通じて行なわれる人種主義的及び排外主義的性質の行為の犯罪化に関するサイバー犯罪条約の追加議定書（Additional Protocol to the Convention on Cybercrime, Concerning the Criminalisation of Acts of a Racist and Xenophobic Nature Committed through Computer Systems）³⁴が含まれる。

カナダでは、各州人権法においても憎悪言論が規制の対象になっている³⁵。各州の規制には大別して2類型がある。1つは、掲示物、標識、象徴物、紋章又はその他の表現物等の限定された媒体による差別的意図の表明等を規制する型である。このような狭く限定された規制を行う州として、オンタリオ州、ニュー・ブランズウィック州、ニューファンドランド・ラブラドール州、ノバ・スコシア州、ヌナブット準州、プリンス・エドワード・アイランド州、ケベック州³⁶が挙げられる。この型の規制の先駆けはオンタ

32 UN General Assembly, December 16, 1966, United Nations, Treaty Series, vol. 999, p. 171, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b3aa0.html>.

33 UN General Assembly, December 21, 1965, United Nations, Treaty Series, vol. 660, p. 195, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b3940.html>.

34 Council of Europe, January 28, 2003, <http://www.refworld.org/docid/47dfb20f.html>.

35 See generally McNamara, *supra* note 9.

36 ケベック州では2015年により広範な規制を盛り込んだ法案（Bill 59）が提出された。この法案は既存のいくつかの法律の改正を行うとともに「ヘイト・スピーチ、及び暴力を煽動する言論を抑止し、かつ撲滅するための法律（Act to prevent and combat hate speech and speech inciting violence）」と称する新たな法律を設け、ケベック州人権と自由の憲章（Quebec Charter of Human Rights and Freedoms）10条列記の多様な集団を標的にするヘイト・スピーチ及び暴力の煽動を公然と流布等する行為を禁止する（1条及び2条）こと等を試みていた。この法案は各方面から批判を受けた末、結局ヘイト・スピーチを規制する条項を削除したうえで、2016年6月に法律（Act to amend various legislative provisions to better protect persons, 2016, ch. 12）として成立した。

リオ州で1944年に制定された人種差別法 (Racial Discrimination Act)³⁷なので、以下ではこの型の規制を「オンタリオ型」と称する³⁸。もう1つは、より広く「憎悪や侮辱にさらす」言論等をも規制する型である。ブリティッシュ・コロンビア州、サスカチュワン州、アルバータ州、マニトバ州、ノース・ウェスト準州がこのような規制を行っている。ここではこの型の規制を「憎悪煽動型」と呼ぶこととする。

このうち、前者の型はそもそも規定が限定的であるうえ、かなり謙抑的に運用されているため、表現の自由の観点からの批判はほとんど生じていない。一方で、後者の型はより広範な規制を行うものであり、常に論争的であった。実際にこの型をとる州では、比較的多くの不服申立てがなされてきた。そのため、こうした規制は表現の自由の侵害であるという批判が根強く存在する。本稿ではこの憎悪煽動型の規定のうち、特にブリティッシュ・コロンビア州、サスカチュワン州、アルバータ州の3州の法令を考察対象にする³⁹。

ちなみに、カナダの連邦、州の人権法の下では人権委員会と人権審判所

37 S.O.1944,c.51.

38 人種差別法1条は、「何人も、個人又は集団の人種又は信条を理由に、いかなる目的でも当該個人又は集団に対して差別又は差別意図を示す掲示物、標識、象徴物、紋章又はその他の表現物を、(a)公表若しくは掲示し、若しくはその原因を作り、又は、(b)土地若しくは建物において、新聞の中で、ラジオ放送局を通じて、若しくは自己が所有若しくは管理する媒体によって、公表若しくは掲示することを許可してはならない」と規定していた。現在これに相当する規定が人権法 (Human Rights Code, R.S.O. 1990, c. H-19) 13条に置かれている。オンタリオ型という言葉は、マクナマラが用いているものである。See McNamara, *supra* note 9, at 7-10. この型の規制については、*id.*, at 7-34、及び WALTER S. TARNOPOLSKY, DISCRIMINATION AND THE LAW IN CANADA 329-40 (1982) が詳しい。既に紹介した連邦の人権法12条も典型的なオンタリオ型の規定である。

39 マニトバ州は人権法 (Human Rights Code, C.C.S.M. c. H-175) 18条で憎悪煽動型の規定を置く。また、マニトバ州には名誉毀損法 (Defamation Act, C.C.S.M. c. D-20) の中に「人種、宗教的信条又は性的指向に対する名誉毀損」に対する差止命令を認める規定もある (19条1項)。同州の規定はユニークだが、判例が非常に少ないため本稿の考察の対象外とする。ノース・ウェスト準州は人権法 (Human Rights Act, S.N.W.T. 2002, c.18) 13条に規定を置く。ノース・ウェスト準州はそもそも人口規模が小さいうえ規制の歴史が浅く先例が蓄積していないので、ここでは検討しない。

を設置することが一般的であり、連邦レベルでもそれらの両機関が置かれている。他方で近時様々な制度改正が行われており、州の人権法システムには一定のバリエーションが生まれている⁴⁰。たとえば、①委員会は置かず
に審判所のみを設置するパターンや⁴¹、②反対に委員会のみを設けるパターンがある⁴²。また、③委員会が置かれる場合には委員会に不服申立てを受理し、事件をスクリーニングする権限が付与されるのが普通であるが、委員会がそのような権限を持たない場合がある⁴³。

先に連邦の人権法13条が保守派からの批判を受けて削除されたことを確認したが、州の人権法一般、又はその中のヘイト・スピーチの規定も強い

40 PEARL ELIADIS, *SPEAKING OUT ON HUMAN RIGHTS: DEBATING CANADA'S HUMAN RIGHTS SYSTEM* (2014) の Appendix 3 が、連邦と州の人権法システムを分かりやすく表にまとめている。

41 ブリティッシュ・コロンビア州とヌナブット準州がこの型を採用する。ブリティッシュ・コロンビア州は 1969 年の人権法 (Human Rights Act, S.B.C. 1969, c. 10) により人権委員会を置き、1973 年の人権法 (Human Rights Code of British Columbia Act, S.B.C. 1973, c. 119) でこの機能を強化した。その後 1984 年の人権法 (Human Rights Act, S.B.C. 1984, c. 22) により委員会はより権限の小さい機関 (B.C. Human Rights Council) にとって代わられた。90 年代に入って法改正がなされ (Human Rights Amendment Act, S.B.C. 1995, c. 42)、再び人権委員会が設置されたが、2002 年の法改正 (Human Rights Code Amendment Act, 2002, S.B.C. 2002, c. 62, s. 5) で再度廃止されることになった。See Gwen Brodsky & Shelagh Day, *Strengthening Human Rights: Why British Columbia Needs a Human Rights Commission* (Poverty and Human Rights Centre and Canadian Centre for Policy Alternatives - BC Office, 2014), at 12-15. なお, *id.*, at 45-49 は、人権委員会の役割と機能を積極的に評価する立場からこの改正を批判し、人権委員会の再設置を求める。

42 サスカチュワン州がこの型をとる。同州は 1979 年の人権法の下で委員会と審判所の両方を設置し、運用していたが、2011 年に審判所を廃止した。これにより委員会の決定に不服があるときには裁判所に直接訴えることとされた。Saskatchewan Human Rights Code Amendment Act, 2010, S.S. 2011, c. 17. これに対しても批判がなされている。See Ken Norman, Mary Eberts, and Alex Neve, *The Wrong Moves for Saskatchewan Human Rights*, October 31, 2013, Canadian Human Rights Reporter, <https://www.cdn-hr-reporter.ca/content/wrong-moves-saskatchewan-human-rights>.

43 オンタリオ州は 2006 年の法改正 (Human Rights Code Amendment Act, 2006, S.O. 2006, c. 30) により、この型を採用した。この制度改正に対する批判を紹介するものとして、ELIADIS, *supra* note 40, at 95 参照。ちなみに同書においてエリアディスは、委員会が不服申立てを受けて事件を選別するシステムを第 1 世代、①・③型のように委員会を持たない、又は委員会が事件の選別をしないシステムを第 2 世代と呼んで区別したうえで、それぞれの長所と短所を考察している。See *id.*, ch. 2.

批判にさらされている。上記の制度改正には効率的な事件処理等を目的としたものもあるが、こうした保守からの批判を受けてなされたものもある。ただ、現在のところはヘイト・スピーチに関する規定を削除する州は見当たらない。

以上のように、カナダでは連邦と各州で様々なヘイト・スピーチ規制が行われているが、最高裁は1990年に、刑法319条2項、連邦人権法13条を合憲とする判断を示した。

*R v. Keegstra*⁴⁴では、刑法319条2項が合憲とされた。法廷意見は、当該条項が憲章2条b号を侵害することを簡単に認めつつ、それが1条⁴⁵により正当化されると判断した。同判決のポイントとしては、アメリカの第1修正の法理とは距離を置くべきものとされたこと、目的審査において、憎悪宣伝の社会と個人への害悪が強調されたこと、カナダの国際人権条約へのコミットメントと憲章の他の規定（15条 [法の下での平等] ・27条 [多文化主義]）が重視されたこと、比例テストにおいて「憎悪」等の文言を極端なものに限定する解釈がなされたこと、侵害の最小限性の要件を厳格に捉えず、他の手段とともに刑事規制を行うことが可能だとされたことが挙げられる。

*Canada (Human Rights Commission) v. Taylor*⁴⁶では、連邦の人権法13条が合憲とされた。法廷意見の理由づけは*Keegstra*事件判決と大きく重なるが、特筆すべき点として、可能な限り調停による解決を指向し、損害賠償よりも救済を重視する人権法の特質が強調されたこと、目的審査において*Keegstra*事件判決と同様の趣旨が述べられるとともに、憎悪宣伝が13条（及び人権法全体）の目的である平等の促進を阻害するとされたこと、比

44 [1990]3S.C.R.697,[1991]2W.W.R.1.

45 1条は次のように規定し、憲章上の権利の制約を認める。「[権利及び自由に関するカナダ憲章]は、法で定められ、自由で民主的な社会において明確に正当化することができる合理的制約にのみ服することを条件に、この憲章で規定する権利及び自由を保障する。」同条については、佐々木雅寿「カナダ憲法における比例原則の展開—「オクス・テスト (Oakes Test)」の内容と含意」北大法学論集 63 巻 2 号 1 頁 (2012) 参照。

46 [1990]3S.C.R.892,75D.L.R.(4th)577.

例テストにおいて、*Keegstra*事件判決と同様に「憎悪」等の文言を極端なものに限定する解釈を行ったこと、規制にあたって話者の差別意図を不要とし、私的なコミュニケーションまで射程に入れる等の13条特有の性格は違憲とする理由にはならないとされたことが挙げられる。

このほか最高裁は、勤務時間外に差別的な見解を公にしていた教師に対する処分等を求めるニュー・ブランズウィック州調査委員会の命令が、憲章2条a号とb号を侵害するかが争われた事例について判断を示しているが⁴⁷、これまで各州人権法のヘイト・スピーチ規定の合憲性を直接審査したことはなかった。本稿で扱う*Whatcott*事件判決は、この点について最高裁が初めて判断を示したものである。

ところで本稿では、しばしば最高裁の合憲性審査のためのテストに触れることになるので、ここで簡単にそれについてまとめておく。最高裁は従来、2条b号の侵害が生じているかを判断するために、*Irwin Toy*事件判決⁴⁸によって定立された*Irwin Toy*テストを用いてきた。これは、①問題となっている活動が、2条b号にいう表現の自由に該当するか、②問題となっている政府行為が行動を通じて意味を伝達する試みを統制する目的でなされているか、又はそのような効果を生んでいるかという2点を問うものである。

2条b号侵害が認められた場合には、1条による正当化の可否が、*Oakes*事件判決が打ち立てた*Oakes*テストによって審査される。このテストは大きく2段階に分かれる。第1に、当該制限が「法によって規定されているか」が、第2に、その制限が「自由で民主的な社会において合理的かつ明確に正当化されるか」が問われる。

そして、第2の審査がさらに2段階に大別される。第1に、立法目的が憲法上保護された権利、自由を覆すことを正当化するほど十分に重要であるかが問われる。この要件を満たすためには、当該目的が少なくとも「自由で民主的な社会において差し迫った、かつ実体的な (pressing and substantial) 関心に関わるもの」でなければならない。第2に、選択された規制手段が比

47 *Ross v. New Brunswick School District No. 15*, [1996] 1 S.C.R. 825, 133 D.L.R. (4th) 1.

48 *Irwin Toy Ltd. v. Quebec (Attorney General)*, [1989] 1 S.C.R. 927, 58 D.L.R. (4th) 577.

例性を保っていることが求められる。

このうち第2の比例テスト (proportionality test) は、さらに3つの段階に区分される。第1に、当該手段は目的と合理的に関連づけられていなければならない。第2に、その手段の権利、自由への侵害は最小限でなければならない。第3に、手段が生む効果は目的と比例していなければならない。

以上が表現の自由の合憲性を審査するための枠組である。以下で *Irwin Toy* テストと *Oakes* テストに言及する際には、「*Oakes* テスト2-2-1」のように下記にまとめた番号にしたがった表記を行う。

《*Irwin Toy* テスト》

- 1 問題となっている活動が、2条b号にいう「表現の自由」に該当するか。
- 2 問題となっている政府行為が、行動を通じて意味を伝達する試みを統制する目的でなされているか、又はそのような効果を生んでいるか。

《*Oakes* テスト》

- 1 当該制限が法によって規定されているか。
- 2 当該制限が自由かつ民主的な社会において合理的かつ明確に正当化されるか。
 - 2-1 目的が憲法上保護された権利、自由を覆すことを正当化するほど十分に重要であるか。
 - 2-2 選択された規制手段が比例性を保っているか。
 - 2-2-1 当該手段は目的と合理的に関連しているか。
 - 2-2-2 その手段の権利、自由への侵害は最小限であるか。
 - 2-2-3 手段が生む効果は目的と比例しているか。

Ⅲ 州人権法の下での法理の展開

1. サスカチュワン州

① サスカチュワン州の法規定

1947年に、サスカチュワン州は北米初の体系的な人権法、サスカチュワン州権利章典 (Saskatchewan Bill of Rights) ⁴⁹を制定した⁵⁰。この中に既に

一定のヘイト・スピーチを規制する規定が存在していた。すなわち14条1項は、「個人又は集団が法的に保持する資格がある権利の享受を、当該個人又は集団の人種、信条、宗教、肌の色又は民族的若しくは国民的起源を理由に、剥奪し、縮減し、若しくはその他の方法で制約する傾向がある、又はその可能性が高い掲示物、標識、象徴物、紋章又はその他の表現物を、公表」等してはならないと規定していた。同条2項には、「前項の規定は、法的に認められた、あらゆる主題に関する言論の自由の権利を制約するように解釈してはならない」とする、言論の自由の保護を確認する規定が置かれていた。

また、1956年公平な住居の供給に関する法律（Fair Accommodation Practices Act 1956）⁵¹にも類似の規定が設けられた。同法4条1項では、「個人又は集団に対して、当該個人又は集団の人種、宗教、宗教的信条、肌の色又は民族的若しくは国民的起源を理由に、差別又は差別意図を示す、掲示物、標識、象徴物、紋章又はその他の表現物」の公表等が禁じられていた。同条2項には、権利章典14条と同じ文言の確認規定が付された。

これらの規定は、規制の範囲が媒体等の面で限定されていたので、オンタリオ型に分類できるものだった。その後1970年代の終わりに、サスカチュワン州は本格的な人権法（Saskatchewan Human Rights Code）⁵²を制定した。この中の14条に典型的な憎悪煽動型の規定が置かれた。同条は従来の権利章典の規定を拡充し、より広範な言論を射程に収めることになった。すなわち同条1項は、a号において権利章典と同様に「個人若しくは集団が法的に保持する資格がある権利の享受を、……剥奪、縮減、若しくはその他の方法で制約する傾向がある、若しくはその可能性が高い」掲示物等を規制しつつ、b号において「個人若しくは集団を、憎悪にさらす、若しくはその傾向がある」、又は「嘲笑し、卑下し、若しくはその他の方法によりそれらの

49 S.S.1947, c.35.

50 この権利章典は、現在では後述のサスカチュワン州人権法に編入されている。同法第1部は「権利章典」と題して5つの権利を列挙している。

51 S.S.1956, c.68.

52 S.S.1979, c.S-24.1.

尊厳を傷つける」掲示物等まで規制するのである⁵³。この規定は、憎悪煽動型の規制を設ける州の中で最も範囲が広いものであった。ただし、このb号の規定は、本稿が主として扱う*Whatcott*事件における一部違憲判決を受けて改正され、現在は「嘲笑し、卑下し、若しくはその他の方法によりそれらの尊厳を傷つける」という部分が削除されている⁵⁴。

14条1項a号とb号の言論は、「禁止される事由に基いて」なされる場合に違法とされる。「禁止される事由」として、2条1項 m.01号は、宗教、信条、婚姻状況、家族状況、性別、性的指向、障害、年齢、肌の色、祖先、国籍、出身地、人種（単に認識されているにすぎないものを含む。）、公的扶助の受領の事実、ジェンダー・アイデンティティを列挙している。かなり多様な集団が保護の対象になっているといえよう。また、禁止される言論は、「掲示物、標識、象徴物、紋章、記事、言明又はその他の表現物を含むあらゆる表現物」を通じて伝達されてはならないとされていることから、規制の対象になる媒体に事実上制約がない点も特徴的である。一方で、1947年の権利章典以来存在してきた、言論の自由の保護を確認する規定が2項に置かれている。

② 「サンボのコショウ入れ」事件

サスカチュワン州における初期の事例として「サンボのコショウ入れ」事件がある。この事件は、同州クレイトンの「サンボのコショウ入れ (Sambo's Pepperpot)」という名のレストランが、シェフ帽とともに草のスカートを身にまとった褐色の小さな人間の戯画を、「サンボのコショウ入れ」という言葉とともに看板に掲示していたこと等に対し、上記の1956年公平な住居の供給に関する法律の後継である、1965年公平な住居の供給

53 この規定はサスカチュワン大学 (University of Saskatchewan) 名誉教授で、1979年の人権法制定の際に人権委員会議長を務めていたケン・ノーマンの提案によるものである。See Ken Norman, *Saskatchewan's One Bright Shining Moment, at Least It Seemed So at the Time*, in 14 ARGUMENTS IN FAVOUR OF HUMAN RIGHTS 92 (Shelagh Day et al., eds., 2014).

54 Saskatchewan Human Rights Code Amendment Act, S.S. 2014, c. 33, s. 5.

に関する法律 (Fair Accommodation Practices Act 1965) ⁵⁵4条⁵⁶に反するとして、同州人権委員会 (Saskatchewan Human Rights Commission) に不服が申し立てられた⁵⁷。

委員会は、本件の問題は、当該戯画の掲示により住居等に関する平等の権利に影響が及ぶかどうかであると捉え、一定の集団が無能であり滑稽である等のステレオタイプが示されることを許した場合、それらの集団の平等が脅かされると判断した。委員会は4条に「差別する意図を示す」という文言だけでなく「差別を示す」という文言も含まれていることから、本件戯画のような差別意図が明確に示されない事例も規制対象に含まれると解釈した。レストランを経営する会社は、看板から戯画と「サンボの」という言葉を除去すること、今後それらを使用しないことを命じられた⁵⁸。その後この審判所の決定は裁判所で争われたが、争点は手続的問題に集約され、命令の実体は議論されなかった⁵⁹。

この事件は、営利活動に用いられた物品に掲載された内容が差別行為を構成したもののだが、比較的近い時期の、他州における同種の事例をここで紹介しておく。ノバスコシア州の事案である*Black United Front v. Bramhill*⁶⁰では、ブラムヒル (Barry Bramhill) という人物が、中央に黒人女性の顔写

55 R.S.S. 1965, c. 379. この法律はその後何度か改正された後、1979年2月26日に廃止された。引用の法令番号は適用時点のものである。

56 4条1項は次のように規定していた。「何人も、その目的に関わらず、個人又は集団に対して、当該個人又は集団の人種、宗教、宗教的信条、肌の色、性別、国籍、祖先又は出身地を理由に、差別又は差別意図を示す、掲示物、標識、象徴物、紋章又はその他の表現物を、(a) 公表若しくは掲示し、若しくはその原因を作り、又は (b) 土地、建物若しくは新聞において、ラジオ放送局を通じて、若しくは自己が所有若しくは統制するその他の媒体によって、公表若しくは掲示されることを許容してはならない。」

57 現在は申し立てを受けて審判を行うのは人権審判所であるが、この当時はサスカチュワン州人権委員会法 (Saskatchewan Human Rights Commission Act, 1972(Sask.), c. 108) の諸規定により、人権委員会が申し立てを受理し、決定を下すことが認められていた。

58 (5 November 1976, unpublished). 本件決定の全文は入手できなかったため、決定の概要に関しては、McNamara, *supra* note 9, at 13-15 と後掲の女王座部裁判所判決等を参考に叙述を行った。

真を載せ、その周縁に「私は大口のケープ・ブレトン島民です。だからキスしてください。」という言葉が書かれた円型のバッジを、「問題なのは、大口で知性がないような人物がケープ・ブレトン島には多すぎるのだ」という州下院の議事録からの発言の抜粋が書かれたカードに貼り付けて頒布したところ、1969年ノバスコシア州人権法 (Human Rights Act)⁶¹ 12.1条に違反するものとして州人権委員会 (Human Rights Commission) に不服が申し立てられた。

審判所の機能を果たす組織として、現在も必要に応じて設置される調査委員会 (Board of Inquiry) がこの事件の審理を行い、本件行為は同条に反すると結論づけた。委員会は、バッジとカードが、黒人一般、特に黒人女性が大声で愚か者であるという考えを伝達し、消極的な特徴を強調するものだと判断した。黒人のマイノリティとしての歴史的な文脈を考慮すれば、それらは単なる悪趣味を超えて潜在的な偏見を促進し、間接的に雇用機会にまで影響するものとされた⁶²。

ブリティッシュ・コロンビア州の *Ukrainian Canadian Professional and Business Association of Vancouver v. Konyk*⁶³ も類似の言動が問題になった事例である。同州の事件については後に詳述するが、この事件は便宜上ここで紹介しておく。これは、「ハンキー・ビル (Hunky Bill)」という社名を使用していた会社に対して、ウクライナ系カナダ人の団体が州人権法

59 *Re Iwasyk v. Human Rights Commission of Saskatchewan*, (1977), 80 D.L.R. (3d) 1 (Sask. Q.B.); *Iwasyk v. Saskatchewan Human Rights Commission*, (1978), 87 D.L.R. (3d) 289 (Sask. C.A.). 最終的には控訴裁判所が本件において手続違反は存しないと判断した。 *See id.*, at 297-98.

60 (1981), 2 C.H.R.R. D/249 (N.S. Bd. Inq.).

61 S.N.S. 1969, c. 11. 同法 12.1 条は典型的なオンタリオ型の規定で、次のような内容だった。「何人も、土地若しくは建物、又は新聞、ラジオ、テレビ若しくはその他の媒体において、個人又は集団に対し、差別又は差別意図を示す掲示物、標識、象徴物、器具又はその他の表現物を公表、掲示、放送し、又はそれらの行為を許可してはならない。」

62 *See Black United Front*, *supra* note 60, at para. 2157. プラムヒルは謝罪とバッジの提出を命じられた。 *See id.*, at para. 2171.

63 (1982), 3 C.H.R.R. D/1157 (B.C. Bd. Inq.).

2条⁶⁴等違反の申立てを行ったという事例だった。ハンキーという言葉が中東欧からの移民に対する蔑称としても用いられるというのがその理由だった⁶⁵。現在の人権審判所に該当する調査委員会（Board of Inquiry）は、本件において客観的に差別が存在することの証明がなされていないと判断して申立てを斥けた⁶⁶。委員会はこの判断の過程で、2条が「本法が禁止する態様で」なされる表現に限定している点を強調した⁶⁷。この事件は上記の2事件に類似するが、委員会は主にこの点を理由に事例を区別している⁶⁸。この決定は、その理由づけと結論ともに同州最高裁によって支持された⁶⁹。

③ *McKinlay*事件

ダイアル・エージェンシー（Dial Agencies）という会社に所属するクランフィールド（D. D. Cranfield）が、自社のオフィスの窓に手紙を貼り付けた。この手紙は、同社の借家人で公的扶助を受けている者が賃料をきちんと支払わず、1ヶ月以上も滞納が生じていることを訴えていた。クランフィールドは州の社会保障担当当局に連絡をとったが、最終的に州の助けは得られなかった。

同氏は手紙の中でこうした状況を説明したうえで、州に対する不平を述べ、次のように締めた。「……私はこの州の政府が障害者を雇用することを強く勧めたい。精神障害者も雇ってくれたら状況はさらによくなるだろう。あるいは既に政府はこれを実行しているのだろうか。」これに対して、癲癇の持病を持つ女性が調査委員会（Board of Inquiry）⁷⁰に対して人権

64 後述するように、同条は「何人も、個人又は集団に対して、本法が禁止する態様で、差別又は差別意図を示す掲示物、標識、象徴物、紋章又はその他の表現物を公然と発表若しくは掲示し、又はそれらが発表若しくは掲示される原因を作ってはならない」と規定していた。

65 *See supra* note 63, at para. 10207.

66 *See id.*, at paras. 10252-70.

67 *See id.*, at paras. 10248-49.

68 *See id.*, at paras. 10276-80.

69 *See Ukrainian Canadian Professional and Business Association of Vancouver v. Konyk*, (1983), 149 D.L.R. (3d) 763, 6 W.W.R. 204 (B.C.S.C.).

法14条1項違反を申し立てた⁷¹。

本件では、上記の言明が「身体の障害」⁷²に基いて、「個人若しくは集団を嘲笑し、卑下し、若しくはその他の方法によりそれらの尊厳を傷つける」か否かが問われた。調査委員会は被告に嘲笑等の意図がなかったことを認めたが、14条違反の認定においてはそのような意図は不要であり、効果のみが問題になると判示した⁷³。また、違反認定の基準としては、原告個人ではなく平均的な「通常」人 (average “reasonable” person) の視点が用いられるべきであるとしたうえで、本件ではそのような基準の下で違法性を肯定できると判断した⁷⁴。以上のように述べ、調査委員会は、本件手紙又はその複写から問題となった叙述を削除するよう被告に命じた⁷⁵。

③ 「レッド・アイ」事件

この事件の経緯は次のとおりである⁷⁶。サスカチュワン大学の社会学の教員と州内の女性の権利擁護団体の職員が、同大学工学部の学生団体が発行する「レッド・アイ (The Red Eye)」の一部記事が女性の尊厳を害する性差別的内容を含んでおり⁷⁷、人権法14条1項⁷⁸に違反すると主張して、当該学生団体に対する不服を申立てた。両当事者による和解が成立しなかったため、州人権委員会が人権法の規定に基づいて、上記文書が14条1項に違反するものとして同団体の過去及び現在の主要な構成員に対して不服を申立てた。その後、調査委員会が立ち上がり、口頭弁論を経て決定を下すこと

70 当時は人権法の規定に従って、人権委員会が調査委員会を組織することになっていた。この機関は後の人権審判所の機能を果たした。

71 以上の事実関係について、*McKinley v. Dial Agencies*, (1980), 1 C.H.R.R. D/246 (Sask. Bd. Inq.), at paras. 2130-33 参照。

72 現行法では単に「障害」となっているが、当時はこのように規定されていた。

73 *See McKinley, supra* note 71, at para. 2136.

74 *See id.*, at paras. 2137-38.

75 *See id.*, at paras. 2141-42.

76 本件は女性差別的ヘイト・スピーチが争われた稀有な事件である。本件のそのような性格に焦点を当てる文献として、Wanda Wieggers, *Feminist Protest and the Regulation of Misogynist Speech: A Case Study of Saskatchewan Human Rights Commission v. Engineering Students' Society*, 24 OTTAWA L. REV. 363 (1992) 参照

になった⁷⁹。

この事件の主な争点は、本件文書が14条1項に違反し、女性を嘲笑、卑下し、その尊厳を傷つけるものにあたるかどうかだった⁸⁰。団体側は同条が不明確でどのような場合に違法となるかについて指標を示していないと主張したが、調査委員会は同条の文言が十分に明確であると判断した⁸¹。また、団体側は14条が憲章や州人権法が保障する表現の自由を侵害すると主張したが、調査委員会は市民的及び政治的権利に関する国際規約、平等権を保障する憲章15条、州人権法14条2項等に依拠して表現の自由と平等を調整する必要性があると論じて、その主張を斥けた⁸²。調査委員会は申立ての対象となった各記事を検討した結果、本件記事等は女性の尊厳を侵害し、女性を差別するもので、14条に反すると判断した⁸³。そして、当該各号の今後一切の流布を禁じるとともに、本件の命令全文の印刷と、会員への配布、当

77 問題となったのは1979年9月から10月頃に発行された号と、1981年1月頃に発行された号の複数の記事である。たとえばある記事は、入学した女子学生が工学の勉強よりも男子学生に関心があって入学していることをほのめかしていた。別のページには、裸の女性の胸の写真を、「ヘル・ダンスで発見されました。所有者は工学系学生団体の事務所に取りにきてください。(“FOUND-AT HELL DANCE: OWNER PLEASE CLAIM AT ESS OFFICE”)」という言葉とともに掲載していた (*id.*, at 373によると、ヘル・ダンスはキャンパス内で行われたイベントのようである)。ある号の広告では、架空の仕事の応募用紙とともに、「レイプ・掠奪班 (The Rape and Plunder Squad)」等に誘う記事が掲載されていた。See *Saskatchewan Human Rights Commission v. Engineering Students' Society*, (1984), C.H.R.R. D/2074 (Sask. Bd. Inq.), paras. 17679-719.

78 この当時の14条1項は問題となる表現が伝達される媒体として「掲示物、標識、象徴物、紋章又はその他の表現物」を列挙していて、現在の規定にみられる「記事、言明」が含まれていなかった。

79 以上の流れにつき、*Saskatchewan Human Rights Commission*, (1984), C.H.R.R. D/2074, *supra* note 77, at paras. 17609-25 参照。

80 See *id.*, at para. 17623. このほか、被告である学生団体とその複数の構成員が、各々問題の文書の出版等の責任を負うかという問題も争われた。委員会は問題の文書の発行に関わっていない1名を除いたすべての被告の責任を認めた。See *id.*, at paras. 17726-76.

81 See *id.*, at paras. 17627-37.

82 See *id.*, at paras. 17638-63.

83 See *id.*, at paras. 17679-725.

該出版物のスタッフと一部幹部の人権委員会によるワークショップへの出席、調査費用の負担を命令した⁸⁴。

団体側はこの決定を不服として女王座部裁判所に提訴した。裁判所は、本件における14条1項の適用は州立法府の権限を逸脱し、事実上連邦の管轄である刑法の領域に踏み込んでいること⁸⁵、調査委員会が、本件記事が14条1項にいう「掲示物、標識、象徴物、紋章又はその他の表現物」にあたりと解釈した点が誤っていること⁸⁶、委員会の手続に瑕疵があったこと⁸⁷等を理由に調査委員会の決定を覆した⁸⁸。

これに対して人権委員会が控訴裁判所に上訴した⁸⁹。控訴裁判所は、本件記事等が14条の禁止する「掲示物、標識、象徴物、紋章又はその他の表現物」にあたらないという点について原審の判断に同意した。裁判所は、「その他の表現物」は「掲示物、標識、象徴物、紋章」に類似する物として限定的に理解されるべきで、本件記事はそれに該当しないと論じた⁹⁰。

84 *See id.*, at paras. 17777-83.

85 裁判所は、問題の文書が州内に居住するすべての女性に対する性別に基づく差別を助長することが証明されない限り、委員会による14条1項の適用は権限超越になると述べた。そして、委員会がこの点に関する証明を行っていないことを批判した。*See Saskatchewan Human Rights Commission v. Engineering Students' Society*, (1986), C.H.R.R. D/3443 (Sask. Q.B.), at paras. 27481-84.

86 上述のように、現在は14条に規制の対象となる媒体として「記事」が明記されているが、この当時は上記のように規定されていたため、本件のような文書が同条に触れるか否かは明確でなかった。裁判所は、委員会がこの点について検討を怠ったことを批判し、マニトバ州の判例 (*Warren v. Chapman*, [1984] 5 W.W.R. 454, 11 D.L.R. (4th) 474 (Man. Q.B.); *Warren v. Chapman*, [1985] 4 W.W.R. 75, 17 D.L.R. (4th) 261 (Man. C.A.)) を援用しつつ、「掲示物、標識、象徴物、紋章」には新聞等の「記事」が含まれないし、「その他の表現物」には「掲示物、標識、象徴物、紋章」に類するものしか包摂されないため、やはり「記事」はカバーされないと判示し、本文書は14条の規制対象にはならないと結論づけた。*See Saskatchewan Human Rights Commission*, (1986), C.H.R.R. D/3443, *id.*, at paras. 27485-93.

87 *See id.*, at paras. 27498-503. 裁判所は、学生団体が14条1項にいう「人 (person)」にあたらないため、同条違反の責任を負わないという判断も示している。*See id.*, at paras. 27494-97.

88 *See id.*, at para. 27506.

89 *Saskatchewan (Human Rights Commission) v. Engineering Students' Society*, (1989), 56 D.L.R. (4th) 604, 10 C.H.R.R. D/5636 (Sask. C.A.).

この事件では媒体を限定して規定している場合に、新聞等の伝統的なマスメディアにおける言論を制約することが可能かが問われ、控訴裁はこれを消極に解した。既に註でも引用した、マニトバ州の類似の先例を紹介しておこう。Warren事件は、ウィニペッグ・サン（Winnipeg Sun）紙に掲載された、先住民族をステレオタイプ化する記事が問題となったものである。この記事では、先住民族は「酔っ払いの浪費家の怠け屋で、政府からの支払いで生活するしかないくらい幸福すぎる人間で、近親交配をする寄生者で、なんの貢献もできない人間」である等と書かれていた。原告はこれが人権法（Manitoba Human Rights Act）⁹¹2条に違反すると主張した⁹²。これに対して被告は、新聞記事が「掲示物、標識、象徴物、紋章又はその他の表現物」に該当しないと主張した。

ここでは本件記事が人権法を侵害するか否かという実体判断の前提として、新聞記事が同法列挙の媒体に該当するかが争われた。当時マニトバ州で審判所の機能を果たしていた裁決委員会（Board of Adjudication）は、「その他の表現物」に新聞記事が含まれると判断して本件が委員会の管轄内の問題であることを認めた⁹³。ところが、女王座部裁判所は「その他の表現物」は

90 *See id.*, at 622-28. 裁判所は、確立された法令解釈の方法論によれば、「その他の表現物」に新聞記事等の言明が広く含まれるように解釈することはできないと判断した。*See id.*, at 622-25. また、裁判所は原審と同様に、マニトバ州のWarren事件女王座部裁判所判決、及び控訴審判決を援用している。*See id.*, at 625-27. これに対して、バンサイス（Vancise）判事の反対意見は、学生団体が人権法14条1項にいう「人（person）」に該当すること、同条は州の管轄の範囲内であり権限超越にはあたらないこと、「その他の表現物」に本件のような記事等も含まれること等を主張した。*See id.*, at 631-36 (Vancise, J., dissenting).

91 C.C.S.M. c. H-175.

92 当時2条1項は、「何人も、人の人種、国籍、宗教、肌の色、性別、婚姻状況、身体の障害、精神の障害、年齢、収入源、家族状況又は民族的若しくは国民的起源を理由に」、「その人に対する差別若しくは差別意図を示」す、又は「その人を憎悪にさらす、若しくはその傾向がある」、「掲示物、標識、象徴物、紋章又はその他の表現物を、出版、掲示、伝達若しくは放送し、又はその原因を作」る行為等を規制していた。

93 *Linklater v. Warren and The Winnipeg Sun*, (1984), 5 C.H.R.R. D/2098, at para. 17825 (Man. Bd. Adj.).

「掲示物」等の、その前に列挙された媒体と同種のものしか含まないと解すべきであり、新聞の記事はそこに包含されないとして管轄を否定した⁹⁴。控訴裁判所も類似の理由づけによって女王座部裁判所の結論を支持し、上訴を棄却した⁹⁵。レッド・アイ事件ではこれらの判決の基本的立場が支持されたのである。

④ Bell事件

Bell事件では、「サンボのコショウ入れ」事件と同様に営利活動の過程でなされた言動が争いになった。サスカトゥーンのコップ・ショップ・オートバイ部品 (Chop Shop Motorcycle Parts) 経営者のベル (Eugene Bell) が、黒人、東洋人及び東インド諸島起源の人々の顔を赤の円で囲み、そこに斜線を入れて「禁止」マークを表した、3種類のステッカーを展示、販売していた⁹⁶。

州人権委員会とその長官、及び市民団体に所属する2名の個人が、人権法14条1項違反を根拠に、ステッカーの販売と陳列の差し止めを女王座部裁判所に請求した。これに対して、被告は14条1項が憲章2条b号に反し違憲であると主張した。この事件の当時、既に最高裁がKeegstra事件判決とTaylor事件判決を下していたため、それらの判決で示された理由づけに照らして、同条の合憲性が問われることになった。

裁判所は人権委員会とその長官、及び1名の個人の原告適格を否定したものの、シク教徒の利益を代表する残りの1名に原告適格を認めた⁹⁷。そして、Keegstra事件判決とTaylor事件判決を踏まえ、人権法14条1項の憲章適合性を検討した。裁判所は、表現の自由の制約に疑念を示しつつも、最高裁判例に従い、14条1項は2条b号に違反するが、1条によって正当化されると判示した⁹⁸。裁判

94 Warren, [1984] 5 W.W.R. 454, *supra* note 86.

95 Warren, [1985] 4 W.W.R. 75, *supra* note 86.

96 Saskatchewan Human Rights Commission v. Bell, (1992), 88 D.L.R. (4th) 71, at 74, 16 C.H.R.R. D/52 (Sask. Q.B.).

97 *See id.*, at 94-99.

98 *See id.*, at 89-94.

所は、シク教徒を代表する者だけに原告適格を認めたため、東インド諸島起源の人々を描いたステッカーに限って14条1項違反を認め、その販売及び陳列を禁止した⁹⁹。

裁判所は憲章1条の審査の段階で、人権法14条1項の「嘲笑し、卑下し、若しくはその他の方法によりそれらの尊厳を傷つける」という部分は *Taylor* 事件判決で合憲とされた連邦の人権法の規定よりも広範で主観的であることを問題にしつつ、それを限定解釈することが可能であり、違憲とまではいえないと判断した¹⁰⁰。

この判決に対して、原告、被告ともに上訴を行った¹⁰¹。控訴裁判所も、人権法14条1項は憲章2条b号に違反するが1条により正当化されると判断した。裁判所は、*Taylor* 事件判決が連邦の人権法13条の規制対象が極端なものに限定されていると解釈したことを確認したうえで、本件ステッカーは十分に悪質なものであり、14条1項b号の「憎悪にさらす、若しくはその傾向がある」という部分にも、「嘲笑し、卑下し、若しくはその他の方法によりそれらの尊厳を傷つける」という部分にも違反すると判断した¹⁰²。

控訴裁判所も、嘲笑等を規制する部分が連邦の人権法よりも広範な射程を持つことを認めたが、人権法14条1項の規制対象は連邦人権法13条のそれと類似すると考え、*Taylor* 事件判決の理由づけをあてはめることができると考えた¹⁰³。そして、14条は憲章2条b号を侵害するが、同1条にいう合理的制限とみなされると結論づけた¹⁰⁴。

裁判所は原審とは異なり人権委員会の原告適格も認めたので¹⁰⁵、すべて

99 *See id.*, at 99.

100 *See id.*, at 93-94.

101 *Saskatchewan Human Rights Commission v. Bell*, (1994), 114 D.L.R. (4th) 370, 21 C.H.R.R. D/147 (Sask. C.A.).

102 *See id.*, at paras. 26-30.

103 *See id.*, at paras. 35-36. 裁判所は表現の自由への配慮を規定した14条2項の存在が自身の理由づけを補強すると述べた。*See id.*, at para. 37.

104 *See id.*, at paras. 38-39. なお、裁判所は、仮に嘲笑等を規制する部分が違憲であっても、当該箇所は可分であるため判決の結論には影響しないことを付け加えている。*See id.*

105 *See id.*, at paras. 40-41.

の種類のステッカーの販売と配布を禁じる命令を下した¹⁰⁶。

⑤ Owens事件

1997年6月30日に、オウエンズ (Hugh Owens) という人物が、サスカトーンのスター・フェニックス (The StarPhoenix) 紙の一面に、手をつないだ2人の男に「禁止」マークを表す円と斜線を被せたピクトグラムと、4つの聖書からの引用を並べ、それらをイコールで結んだ広告を掲載した¹⁰⁷。聖書からの引用は、「ローマの使徒への手紙 1章」, 「レビ記 18章22節」, 「レビ記 20章13節」, 「コリントの信徒への手紙1 6章9-10節」が列記され、下に「新国際版」と書かれていた¹⁰⁸。

106 *See id.*, at para. 42.

107 同広告の下部には、「このメッセージはバンパー・ステッカーで購入できます。×××-×××-××××までお電話を」(×の部分には実際の電話番号)と記載されていた。

108 聖書の具体的な内容は何も書かれていなかった。各節の同性愛と関係する部分は以下のとおりである。なお、広告のなかではローマの使徒への手紙のみ章しか記されていないが、関連すると思われる箇所を引用した(訳文は『聖書 新共同訳』(日本聖書協会, 2011)に依拠した)。

—それで、神は彼らを恥ずべき情欲に任せられました。女は自然の関係を自然にもとるものに変え、同じく男も、女との自然の関係を捨てて、互いに情欲を燃やし、男どうしで恥ずべきことを行い、その迷った行いの当然の報いを身に受けています。彼らは神を認めようとしなかったので、神は彼らに無価値な思いに渡され、そのため、彼らはしてはならないことをするようになりました。あらゆる不義、悪、むさぼり、悪意に満ち、ねたみ、殺意、不和、欺き、邪念にあふれ、陰口を言い、人をそしり、神を憎み、人を侮り、高慢であり、大言を吐き、悪事をたくらみ、親に逆らい、無知、不誠実、無情、無慈悲です。彼らは、このようなことを行う者が死に価するという神の定めを知っているながら、自分でそれを行うだけではなく、他人の同じ行為をも是認しています。《ローマの使徒への手紙1章26-32節》

—女と寝るように男と寝てはならない。それはいとうべきことである。《レビ記18章22節》

—女と寝るように男と寝る者は、両者ともにいとうべきことをしたのであり、必ず死刑に処せられる。彼らの行為は死罪に当たる。《レビ記20章13節》

—正しくない者が神の国を受け継げないことを、知らないのですか。思い違いをしてはいけません。みだらな者、偶像を礼拝する者、姦通する者、男娼、男色をする者、泥棒、強欲な者、酒におぼれる者、人を悪く言う者、人の物を奪う者は、決して神の国を受け継ぐことはできません。《コリントの信徒への手紙1 6章9-10節》

オウエンズが本件広告を出したのは、同じ月にスター・フェニックス紙上でゲイ・プライド週間をアナウンスする広告を見たことをきっかけとしている。彼はキリスト教の信者だったため、神が罪と呼んでいる（と彼が信じる）行為を祝福していることに対し、応答が必要だと考えたのである¹⁰⁹。

これに対して、サスカトゥーン在住の同性愛者の男性、ヘルクイスト（Gens Hellquist）、ロイ（Jason Roy）、ドッズ（Jeff Dodds）の3名が、本件広告が同性愛者を差別するものであり、人権法14条1項a号及びb号に違反すると主張し、オウエンズとスター・フェニックス紙を発行するスターリング・ニューズペーパー（Sterling Newspapers）社を被告として調査委員会に不服を申立てた。

調査委員会は*Taylor*事件判決と*Bell*事件控訴審判決に依拠して、14条1項違反の有無を判断するには客観テストを用いなければならない、話者の意図は決定的ではないと述べた¹¹⁰。そして、このテストにより本件広告を検討した結果、ピクトグラム部分は*Bell*事件で問題となったものより中立的であるが、それを聖書の引用と合わせると、同性愛者を憎悪や嘲笑にさらし、性的指向に基づいて尊厳を傷つけるもので、14条1項に違反すると判断した¹¹¹。

これに対してオウエンズのみが女王座部裁判所に提訴した。女王座部は、調査委員会の事実認定と、客観テストを用いて本件広告が違法とされた点を是認したうえで¹¹²、14条1項は憲章2条a号の信教の自由、同b号の表現の自由を侵害するが、いずれについても合理的な制約として憲章1条により正当化されると判断した¹¹³。

109 See *Hellquist v. Owens*, 2006 SKCA 41, at para. 4, 267 D.L.R. (4th) 733.

110 See *Hellquist v. Owens*, (2001), 40 C.H.R.R. D/197, at paras. 19-20 (Sask. Bd. Inq.).

111 See *id.*, at paras. 24-26. 委員会は、オウエンズに対して原告それぞれへの1,500ドルの損害賠償の支払いと、あらゆるメディアにおける本件バンパー・ステッカーの公表や掲示を禁じる命令を発した。また、スターリング・ニューズペーパー社には、同様の損害賠償の支払いとともに、本件広告の将来における受け入れの禁止を命じた。See *id.*, at para. 35.

112 See *Hellquist v. Owens*, 2002 SKQB 506, paras. 15-22, 45 C.H.R.R. D/272.

113 See *id.*, at paras. 23-26.

オウエンズは控訴裁判所に上訴した¹¹⁴。控訴裁判所の法廷意見はまず、調査委員会の決定を審査する基準について検討した。法廷意見は、行政審判所の決定に対する審査の基準を定める際には、①審判所の決定を保護する権限剥奪条項の有無、②審判所の専門性、③審判所が権限行使する根拠となる法令の目的、④具体的な問題の性質という4点が指標になるとした。本件では、調査委員会の決定は権限剥奪条項の下でなされたものではなかったこと(①)、委員会に人権問題に関する特別な専門性がなかったこと(②)、人権法の下での委員会のシステムの目的は、不服申立人と被告の権利を正式な裁判プロセスで確定することであること(③)、本件が憲法解釈を要する重要な法的問題を含んでいること(④)から、正確性(correctness)の基準が妥当であると考えた¹¹⁵。

法廷意見は、憲章及び人権法のなかで、信教の自由、表現の自由が保障されていることを確認したうえで、法令が複数の解釈を許すときは憲章の規定と一致する解釈を行うべきであること、そして、14条1項b号を人権法全体のスキームと調和するように解釈すべきことを確認する¹¹⁶。

法廷意見は、本件で鍵となる判例は、*Taylor*事件判決と*Bell*事件控訴審判決だと考える¹¹⁷。第1に、前者は連邦の人権法13条を限定解釈し、異常に激しく極端な表現だけが規制の対象になると考えた¹¹⁸。後者は人権法14条1項b号のなかの嘲笑等の部分の解釈を示した。すなわち、同判決は、この部分も*Taylor*事件判決に従って、極端な表現のみを対象にしていると考えた¹¹⁹。

114 原告のうちロイのみ控訴裁判所での審理から訴訟を離脱した。See *Hellquist*, 2006 SKCA 41, *supra* note 109, at para. 12. なお、調査委員会及び女王座部裁判所では、本件で14条1項b号違反のみが問題となっているのか、a号の違反も含むのかが曖昧だったが、控訴裁判所はb号のみが争点となることを明確にしている。See *id.*, at para. 26.

115 See *id.*, at paras. 30-39. 正確性の基準は審判所に対する敬讓を認めない厳格な審査基準である。行政審判所の決定に対する審査基準について詳しくは、*New Brunswick (Board of Management) v. Dunsmuir*, 2008 SCC 9, at paras. 34-64, 1 S.C.R. 190 参照。

116 See *id.*, at para. 44.

117 See *id.*, at para. 45.

118 See *id.*, at para. 49.

119 See *id.*, at paras. 52-53.

法廷意見はこれらの先例に従って14条1項b号を限定解釈したのである。

法廷意見は、特定個人によるメッセージ理解によって14条侵害の有無を決めてしまうと、分析に主観が混入し、条文の射程が予測不能になり、萎縮効果が生じてしまうと考えた。それゆえ、「関連する文脈と状況を認識している通常人 (reasonable person) によって客観的に検討された場合に、問題となっている言論が、Bell事件控訴審判決の指示する限定的な用語の意味において、標的集団の成員を憎悪にさらす、若しくはその傾向がある、又は嘲笑し、卑下し、若しくはそれらの尊厳を傷つけると理解されるかどうか」を問う客観的アプローチによるべきであるという¹²⁰。

以上の判断基準を前提に、法廷意見は本件広告の違法性を検討する。法廷意見は、広告が単に不快であるだけではならず、上記の限定解釈を踏まえ、それが憎悪等の激しい感情を示しているかが問題であると論じる。また、法廷意見は、文脈が決定的に重要であり、本件広告が公表された状況に照らして、広告全体の内容を検討することが必要であると指摘する¹²¹。

法廷意見は本件の文脈として、カナダを含む諸国におけるLGBTに対する長い差別の歴史を指摘しつつ、本件広告が出された当時、性的アイデンティティへの法律及び憲法上の制度の対応のあり方について国民的議論の最中にあったことを強調している¹²²。そして、本件広告は継続中の公共政策の議論の中で提示された、1つの立場という性格を帯びていたと結論づけた¹²³。

次に、法廷意見は、本件広告の細部をピクトグラムの部分と聖書の引用部分に分けて検討する。法廷意見は、前者単独では上記基準を満たさないと考え¹²⁴、それが後者と結合した場合に違法となるかを検討する。広告の

120 *See id.*, at paras. 58-60.

121 *See id.*, at paras. 62-63.

122 法廷意見は、同性愛者のコミュニティによってプロモートされ、同性愛者の権利前進の基盤とされたイベントであるゲイ・プライド週間に関連して広告が出されたことも指摘している。

123 *See id.*, at paras. 65-68.

124 *See id.*, at paras. 70-72 (人間のピクトグラムは中立的な態様で提示されているし、禁止マークは多様な方法で使用うると指摘する。).

中では聖書の章と節が明示されただけで、被引用箇所が文章として掲載されたわけではなかった。そこでオウエンズは、聖書の被引用箇所の中身から切り離して、広告の文面だけを見るべきだと主張した。法廷意見は、14条1項b号に違反する文書の参照を指示することで法の適用を免れることはできないと論じ、聖書の被引用箇所の中身をも考慮して同法違反を審査した¹²⁵。

法廷意見は前提として、聖書の本文は現代的な文書とは性質が異なるので、それが人権法に違反するかを審査する際には特に注意を払う必要があるという¹²⁶。そして、以下の3点を指摘して、本件広告の聖書引用部分は14条1項b号に違反するとまではいえないと結論づけた。すなわち、①客観的観察者は、本件引用は明らかに聖書という、より大きな作品の一部と見るはずであること、②客観的観察者は、本件引用が「同性愛者は殺されるべきだ」というような言明とは異なり、多様に解釈されることを理解するはずであること、③本件引用は、同性愛者の「性的アイデンティティ」そのものではなく、道徳的に誤った「行動」に言及するものにすぎないことである。

以上の検討を経て、法廷意見は、ピクトグラムと聖書の引用部分を合わせても、そこから伝達される本質的なメッセージはBell事件控訴審判決が求める基準に満たないと判示し、原判決を破棄した。

以上においてサスカチュワン州の事例をみたが、全体としては法違反の結論が導かれることが多かった。ただ、「サンボのコショウ入れ」事件、McKinlay事件、Bell事件は、オンタリオ型の規定の射程に収まるケースであった。これらの事例で問題となった表現は極端に過激で悪質なものではなかったが、反差別法の規制対象としては典型的なものだったといえる。「レッド・アイ」事件は、憎悪煽動型の規定による規律が問題となったものだが、法の列挙するメディアが限定的であったという技術的理由で事件

125 See *id.*, at paras. 73-75.

126 See *id.*, at paras. 77-78.

が処理された。他方で、比較的新しい事例である *Owens* 事件では、憎悪煽動型の規定と表現の自由の衝突が正面から問われた。この事件で表現の自由が尊重され、最終的に問題の記事が人権法14条1項に反しないとされたことが注目される。

2. ブリティッシュ・コロンビア州

① ブリティッシュ・コロンビア州の法規定

ブリティッシュ・コロンビア州は、かつてはオンタリオ型の規定を置いていた。1979年の同州人権法 (Human Rights Code) ¹²⁷2条は次のように規定していた。「何人も、個人又は集団に対して、本法が禁止する態様で、差別又は差別意図を示す掲示物、標識、象徴物、紋章又はその他の表現物を公然と発表若しくは掲示し、又はその原因を作ってはならない。」この規定は、「本法が禁止する態様で」の表現行為のみを規制するもので、通常のオンタリオ型の規定よりも射程が限定されていた点に特徴があった¹²⁸。なお同条2項に、「前項の規定にかかわらず、何人も言論又は著述により、特定の主題について自由に意見を表明することができる」とする、表現の自由保護を確認する規定が置かれていた。

80年代初頭に州内でクー・クラックス・クラン (Ku Klux Klan) が活動を始めたことを受けて、1981年3月にマカルピン (John D. McAlpine) がクランによる当時の州人権法侵害の存否を検討することを州政府から依頼された¹²⁹。マカルピンは同年4月30日に提出した報告書において、侵害は存在しないと結論づけ¹³⁰、この問題に対応するために刑法と州人権法の改正を行うべきだと論じた¹³¹。特に人権法については具体的な規定の草案を提示した¹³²。

127 R.S.B.C. 1979, c. 186.

128 先に紹介した *Konyk* 事件では、この部分が結論を左右することになった。See *supra* note 63.

129 See John McAlpine, *Report Arising Out of the Activities of the Ku Klux Klan in British Columbia as Presented to the Honourable J.H. Heinrich, Minister of Labour for the Province of British Columbia* (1981), at 1.

この提案を受けて、1981年に州議会は市民的権利保護法（Civil Rights Protection Act）¹³³を制定した。この法律はマカルピン報告書の勧告に沿ったものではなく、クランを想定した、他州にはない独特のものである。同法は現在まで廃止されておらず現行法として残っているが¹³⁴、制定当時から内容に実質的な変更はない¹³⁵。

この法律は、「禁止される行為」を不法行為とし、直接標的とされた個人（集団が標的となった場合はその構成員）が訴えを起すことができると規定する（2条1項）¹³⁶。そして、「禁止される行為」は、「肌の色、人種、宗教、民族的起源又は出身地に基いて、（a）個人若しくは集団に対する憎悪若しくは侮辱、又は（b）個人若しくは集団の、他者に対する優越性若しくは劣等性を促進することによって、個人又は集団の市民的権利を意図的に侵害する、人による行為又はコミュニケーション」と定義されている（1条）¹³⁷。この法律は、これまでほとんど適用されてこなかった¹³⁸。

その後、1993年に1984年の人権法に改正が加えられ、憎悪煽動型の規定が設けられ、これがブリティッシュ・コロンビア州の主なヘイト・スピーチ法として機能することになった¹³⁹。現在は1996年の人権法（Human

130 報告書は適用可能な条文が上記の2条のみであることを確認したうえで、①同条1項で列挙された「掲示物」等の媒体が限定的であり、文書の流布や放送等を含められないこと、②2項の確認規定が1項の広い解釈を阻むこと、③1項の「本法が禁止する態様で」という文言により、違法とするためには人権法が禁止する差別との直接のつながりが求められることから、同条の適用は難しいと判断した。See *id.*, at 58.

131 See *id.*, at 59-66.

132 See *id.*, at 61-65（マカルピンがサスカチュワン州人権法の立案を主導したケン・ノーマンと共同で起草を行ったこともあり、同州人権法14条に類似する規定を提案した。）。

133 R.S.B.C. 1981, c. 12.

134 R.S.B.C. 1996, c. 49.

135 市民的権利保護法は下記のとおり言論を制約するものであるが、議会では表現の自由に関する議論がないまま全員一致で可決された。ただ、後述の1993年の人権法改正の際に市民的権利保護法の合憲性について疑義が呈された。See McNamara, *supra* note 9, at 40-42.

136 この訴えにおいて原告が損害を証明することは求められていない（2条1項柱書）。

Rights Code) ¹⁴⁰の7条1項で次のように規定している。「何人も、個人又は集団の人種、肌の色、祖先、出生地、宗教、婚姻状況、家族状況、身体若しくは精神の障害、性別、性的指向、ジェンダーのアイデンティティ若しくは表現又は年齢を理由に、(a) 個人若しくは集団に対する差別若しくは差別意図を示し、又は (b) 個人若しくは集団を憎悪若しくは侮辱にさらす可能性が高い、言明、出版物、掲示物、標識、象徴物、紋章又はその他の表現物を、発表、発行若しくは掲示し、又はその原因を作ってはならない。」

このうち特にb号が憎悪煽動型の規定に該当するが、この部分は「憎悪」と「侮辱」を列挙するにすぎない点で、「嘲笑し、卑下し、……尊厳を傷つける」表現物を規制していた、かつてのサスカチュワン州の規定よりは限定的である。一方、保護される集団はサスカチュワン州同様に多様である。言論が伝達される媒体についてはサスカチュワン州よりは限定的であるが、「言明」や「出版物」を含んでいることからオンタリオ型を採用する州よりは広範である。なお、7条2項にはサスカチュワン州と同様に表現の自由を保護するための確認規定が置かれているが、規定の仕方は

137 2条の訴えが起こされた場合、法務総裁の介入が認められている(3条)。救済としては、通常の損害賠償、懲罰的損害賠償のほか、差止めも認められている(4条)。この法律は基本的に民事手続によって救済を図るものであるが、5条は違反者が犯罪を犯したものとみなし、罰金、自由刑又はその両方を科すると規定している。この法律は刑事のハイブリッドの性格を持つのである。See McNamara, *supra* note 9, at 40. なお、法人による権利侵害も処罰の対象になり、両罰規定も設けられている(2条2・3項, 5条2・3項)。

138 本法による訴えの例として *Brochu v. Nelson*, (1986), 1 A.C.W.S. (3d) 413 (B.C.S.C.) がある。この事件では、ある労働者が職場の上司によりフランス系カナダ人であること、又はケベック州出身であることを理由に差別され、高給が得られる職務を与えられなかったとして、1981年の市民的権利保護法により上司と会社を訴えた。ところが、上司による民族的偏見の表明について十分な証拠はないとして、原告の請求は棄却された。

139 See Human Rights Act, S.B.C. 1984, c. 22, s. 2 (規定の内容は後述の1996年人権法7条とほぼ同一である。)。この改正の際には州議会で強い反対意見が出され、激しい討論が繰り広げられた。また、メディアは改正に強く反対した。See McNamara, *supra* note 9, at 59-60.

140 R.S.B.C. 1996, c. 210.

独特である¹⁴¹。

141 7条2項は次のように規定する。「前項の規定は、私的なコミュニケーション、私的であることを意図してなされたコミュニケーション、又は本法が許可する活動に関連するコミュニケーションには適用されないものとする。」